

熊本市立特別支援学校学則及び熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立特別支援学校学則及び熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立特別支援学校学則及び熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(熊本市立特別支援学校学則の一部改正)

第1条 熊本市立特別支援学校学則(平成28年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本市立特別支援学校(」の次に「第18条第1項を除き、」を加える。

第2条の表を次のように改める。

名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育
熊本市立平成 さくら支援学 校	高等部	普通科	3年	72人	知的障害者に対する教育

第10条中「生徒」を「者」に改め、「(様式第1号)」を削る。

第14条中「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。以下同じ。)」及び「(様式第2号)」を削る。

第19条第1項中「途中」の次に「又は第2学年以上」を加える。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(書類の様式等)

第 2 5 条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、
熊本市教育委員会が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

(熊本市立特別支援学校学則の一部改正)

第 2 条 熊本市立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「対して、」の次に「小学校、中学校又は」を加える。

第 2 条の表中

「

熊本市立平成 さくら支援学 校	高等部	普通科	3 年	7 2 人
-----------------------	-----	-----	-----	-------

」

を

「

熊本市立平成 さくら支援学 校	高等部	普通科	3 年	7 2 人
熊本市立あお ば支援学校	小学部		6 年	3 6 人
	中学部		3 年	3 6 人

」

に改める。

第 3 条第 1 項中「教諭」の次に「、養護教諭」を加え、同条第 2 項中「平成 2 8 年教委規則第 1 1 号」を「平成 2 8 年教育委員会規則第 1 1 号」に改める。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

(学習の評価)

第 8 条 学習の評価については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 129 条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に基づき校長が定める。

(課程の修了の認定)

第 9 条 校長は、児童又は生徒の平素の成績の評価に基づいて全課程の修了を認定する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(入学資格)

第 10 条の 2 特別支援学校に入学することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定める程度の知的障害者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 小学部 学校教育法第 17 条第 1 項の規定により同項に規定する学校に就学させるべき者
- (2) 中学部 学校教育法第 17 条第 2 項の規定により同項に規定する学校に就学させるべき者
- (3) 高等部 学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者

第 11 条第 3 項中「校長」を「熊本市教育委員会（高等部の通学区域にあっては、校長）」に改める。

第 12 条中「入学志願」を「特別支援学校（高等部に限る。第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項を除き、以下同じ。）の入学志願」に改める。

第 13 条中「校長」を「特別支援学校の校長」に改める。

第 14 条中「入学」を「特別支援学校に入学」に改める。

第 15 条第 2 項中「生徒」を「特別支援学校の生徒」に改める。

第 16 条第 1 項中「退学しようとする生徒」を「特別支援学校の生徒で退学しようとするもの」に、「保護者」を「保護者と」に改める。

第 17 条の見出しを「(転学)」に改め、同条第 4 項中「転入を許可された者については」を「転学を許可された者については、」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「転入しようとする」を「特別支援学校に転学を志望する」に、「転入」

を「転学」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「転出しようとする」を「転学しようとする児童又は」に改め、「明記し、」の次に「当該児童又は」を加え、「転出先」を「転学先」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「転出又は転入しようとする」を「転学しようとする特別支援学校の生徒又は特別支援学校に転学を志望する」に、「保護者」を「保護者と」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

特別支援学校（高等部を除く。）の児童又は生徒が転学しようとするときは、保護者は、その事由を明記し、校長に届け出なければならない。

第18条第1項中「外国の高等学校又は」を「熊本市立特別支援学校の高等部の生徒が外国の高等学校又は」に、「生徒」を「とき」に、「保護者」を「保護者と」に改める。

第19条第1項中「第1学年」を「特別支援学校の第1学年」に改める。

第20条第1項中「病気」を「特別支援学校の生徒で病気」に、「生徒」を「もの」に、「保護者」を「保護者と」に改める。

第21条第1項中「保護者」を「保護者と」に改める。

第22条中「授業料、入学料及び」を「特別支援学校の授業料、入学料、」に改める。

第23条中「生徒の」を「その」に改め、「なる」の次に「児童若しくは」を、「あった」の次に「児童若しくは」を加える。

第24条第1項中「ときは、」の次に「児童又は」を加え、同条第2項中「懲戒」を「前項の懲戒」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、退学及び停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

（熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「かかわらず、」の次に「第2項の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「学年」を「前項の学年」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「学年」を「特別支援学校の高等部（第36条を除き、以下「高等部」という。）の学年」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を

加える。

特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学部」という。）の学年及び学期は、熊本市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の例による。

第3条第4項中「第1項第7号の指定、第2項の」を「第2項第7号の規定による指定、第3項の規定による」に改め、「前項の」の次に「規定による」を、「場合は」の次に「、校長は」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に、「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「休業日」を「高等部の休業日」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

小中学部の休業日は、小中学校の例による。

第6条中「特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）及び」を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領並びに」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童又は生徒があるときは、児童又は生徒（高等部の生徒を除く。）にあってはその保護者に、高等部の生徒にあっては当該生徒に出席の停止を指示することができる。

第11条の見出し及び同条中「生徒」を「児童又は生徒」に改める。

第15条第1項中「学校の運営」を「学校運営」に改める。

第21条第2項中「並びに」の次に「児童又は」を加える。

第22条第1項中「特別支援学校」の次に「の各部」を加え、同条第2項中「特別支援学校」を「その部」に改め、同条第3項中「受け、」の次に「部に関する」を加える。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める特別支援学校については、この限りでない。

第23条第4項中「をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言」を「の管理」に改める。

第30条中「職員」を「教員」に改める。

第35条中「調整し」を「調製し」に改める。

第36条ただし書中「3日以上」を「2日以上（高等部を置く特別支援学校にあっては、3日以上）」に改める。

第38条第1項中「(昭和22年文部科学省令第11号)」を削り、同項第7号を次のように改める。

(7) 転出入台帳等又は転退学者名簿

第42条第2項中「と連携」を「との連携」に、「、学校」を「、当該特別支援学校」に改める。

附 則

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第3条中熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則第15条、第23条第4項、第30条、第35条、第38条（同条第1項第7号の改正規定を除く。）及び第42条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第1条中熊本市立特別支援学校学則第2条の改正規定 平成31年4月1日

2 熊本市立特別支援学校の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（提出理由）

特別支援学校を新設する等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立特別支援学校学則及び熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (下線部は改正部分)

○熊本市立特別支援学校学則(平成28年教育委員会規則第10号)【第1条関係】

改正後(案)						現行						
(特別支援学校の目的)						(特別支援学校の目的)						
第1条 熊本市立特別支援学校(<u>第18条第1項を除き</u> 、以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。						第1条 熊本市立特別支援学校(_____以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。						
(特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育)						(特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育)						
第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。						第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。						
名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育	名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準		主として行う教育
										平成29年度	24人	
熊本市立平成さくら支援学校	高等部	普通科	3年	72人	知的障害者に対する教育	熊本市立平成さくら支援学校	高等部	普通科	3年	平成30年度	48人	知的障害者に対する教育
										平成31年度以降	72人	
(卒業証書の授与)						(卒業証書の授与)						

第10条 校長は、前条の規定により修了を認定した <u>者</u> に対して卒業証書_____を授与する。	第10条 校長は、前条の規定により修了を認定した <u>生徒</u> に対して卒業証書（ <u>様式第1号</u> ）を授与する。
（入学手続）	（入学手続）
第14条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者_____及び保証人が連署した誓約書_____その他必要な書類を校長に提出しなければならない。	第14条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者（ <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。以下同じ。</u> ）及び保証人が連署した誓約書（ <u>様式第2号</u> ）その他必要な書類を校長に提出しなければならない。
（編入学）	（編入学）
第19条 第1学年の途中 <u>又は第2学年以上</u> に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。	第19条 第1学年の途中_____に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。
2・3 （略）	2・3 （略）
（書類の様式等）	
第25条 <u>この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。</u>	【新規】
2 <u>前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</u>	
（委任）	（委任）
第26条 （略）	第25条 （略）
【削る】	<u>様式第1号（第10条関係）・様式第2号（第14条関係）</u>
	（略）

○熊本市立特別支援学校学則【第2条関係】

改正後（案）						現行					
（特別支援学校の目的）						（特別支援学校の目的）					
第1条 熊本市立特別支援学校（第18条第1項を除き、以下「特別支援学校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、 <u>小学校、中学校又は</u> 高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。						第1条 熊本市立特別支援学校（第18条第1項を除き、以下「特別支援学校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、_____高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。					
（特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育）						（特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育）					
第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。						第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。					
名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育	名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育
<u>熊本市立平成 さくら支援学 校</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>	<u>3年</u>	<u>72人</u>	知的障害者に対する教育	<u>熊本市立平成 さくら支援学 校</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>	<u>3年</u>	<u>72人</u>	知的障害者に対する教育

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 225 427 440" rowspan="2">熊本市立あお ば支援学校</td> <td data-bbox="427 225 539 440">小学部</td> <td data-bbox="539 225 651 440"></td> <td data-bbox="651 225 730 440">6年</td> <td data-bbox="730 225 864 440">36人</td> <td data-bbox="864 225 1070 440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 440 539 651">中学部</td> <td data-bbox="539 440 651 651"></td> <td data-bbox="651 440 730 651">3年</td> <td data-bbox="730 440 864 651">36人</td> <td data-bbox="864 440 1070 651"></td> </tr> </table>	熊本市立あお ば支援学校	小学部		6年	36人		中学部		3年	36人		
熊本市立あお ば支援学校		小学部		6年	36人							
	中学部		3年	36人								
(職員組織)	(職員組織)											
<p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、<u>養護教諭</u>、事務職員その他必要な職員を置く。</p>	<p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭_____、事務職員その他必要な職員を置く。</p>											
<p>2 前項に規定するもののほか、職員組織については、熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号。以下「管理運営規則」という。）に定めるところによる。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、職員組織については、熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成28年教委規則第11号_____。以下「管理運営規則」という。）に定めるところによる。</p>											
(学習の評価)	(学習の評価)											
<p>第8条 <u>学習の評価については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に基づき校長が定める。</u></p>	<p>第8条 <u>生徒の学習の評価については、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）に示されている教科、科目及び自立活動の目標並びに総合的な学習の時間のねらいを基準として、校長が定める。</u></p>											
(課程の修了の認定)	(課程の修了の認定)											
<p>第9条 <u>校長は、児童又は生徒の平素の成績の評価に基づいて全課程の修了を認定する。</u></p>	<p>第9条 <u>校長は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間を履修した生徒で、その成果がそれらの目標（総合的な学習の</u></p>											

	<u>時間については、ねらい)からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。</u>
(入学資格)	
第10条の2 特別支援学校に入学することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める程度の知的障害者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	【新規】
(1) 小学部 学校教育法第17条第1項の規定により同項に規定する学校に就学させるべき者	
(2) 中学部 学校教育法第17条第2項の規定により同項に規定する学校に就学させるべき者	
(3) 高等部 学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者	
(通学区域)	(通学区域)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、 <u>熊本市教育委員会(高等部の通学区域にあっては、校長)</u> は、必要があると認めるときは、同項の通学区域に関する特例を設けることができる。	3 第1項の規定にかかわらず、 <u>校長</u> _____ は、必要があると認めるときは、同項の通学区域に関する特例を設けることができる。
(入学志願の手續及び入学者の選抜)	(入学志願の手續及び入学者の選抜)
第12条 特別支援学校(高等部に限る。第17条第1項及び第18条第1項を除き、以下同じ。)の入学志願の手續及び入学者の選抜に関	第12条 _____ 入学志願の手續及び入学者の選抜に関

し必要な事項は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。	し必要な事項は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。
(入学の許可)	(入学の許可)
第13条 <u>特別支援学校の校長</u> は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。	第13条 _____ <u>校長</u> は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。
(入学手続)	(入学手続)
第14条 <u>特別支援学校に入学</u> を許可された者は、校長の定める日までに保護者及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。	第14条 _____ <u>入学</u> を許可された者は、校長の定める日までに保護者及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。
(保証人)	(保証人)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 <u>特別支援学校の生徒</u> 、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。	2 _____ <u>生徒</u> 、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。
(退学)	(退学)
第16条 <u>特別支援学校の生徒で退学しようとするもの</u> は、その事由を明記し、 <u>保護者と連署</u> の上、校長に願い出なければならない。	第16条 _____ <u>退学しようとする生徒</u> は、その事由を明記し、 <u>保護者</u> 連署 の上、校長に願い出なければならない。
2 (略)	2 (略)
(転学)	(転出又は転入について)
第17条 <u>特別支援学校(高等部を除く。)の児童又は生徒が転学しようとするときは、保護者は、その事由を明記し、校長に届け出なければならない。</u>	【新規】

<p>2 転学しようとする特別支援学校の生徒又は特別支援学校に転学を志望する生徒は、その事由を明記し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。</p>	<p>転出又は転入しようとする _____生徒は、その事由を明記し、保護者 連署の上、校長に願い出なければならない。</p>
<p>3 転学しようとする児童又は生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、当該児童又は生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。</p>	<p>2 転出しようとする _____生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、_____生徒の在学証明書その他必要な書類を転出先の校長に送付するものとする。</p>
<p>4 特別支援学校に転学を志望する生徒があるときは、校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転学を許可することができる。</p>	<p>3 転入しようとする _____生徒があるときは、校長は、転入を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。</p>
<p>5 前項の規定により転学を許可された者については、第14条の規定を準用する。</p>	<p>4 前項の規定により転入を許可された者については 第14条の規定を準用する。</p>
<p>(留学)</p>	<p>(留学)</p>
<p>第18条 熊本市立特別支援学校の高等部の生徒が外国の高等学校又は特別支援学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとするときは、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。</p>	<p>第18条 _____ 外国の高等学校又は特別支援学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとする生徒は、保護者 連署の上、校長に願い出なければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(編入学)</p>	<p>(編入学)</p>
<p>第19条 特別支援学校の第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p>	<p>第19条 _____ 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(休学)</p>	<p>(休学)</p>

第20条 特別支援学校の生徒で病気 その他やむを得ない事由により1 月以上就学することができない もの は、その事由及び期間を明記し、 保護者と 連署の上、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添 えて、校長に休学を願い出ることができる。	第20条 _____ 病気 その他やむを得ない事由により1 月以上就学することができない 生徒 は、その事由及び期間を明記し、 保護者 連署の上、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添 えて、校長に休学を願い出ることができる。
2～4 (略)	2～4 (略)
(復学)	(復学)
第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日 を明記し、 保護者と 連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足 る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。	第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日 を明記し、 保護者 連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足 る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。
2 (略)	2 (略)
(授業料等)	(授業料等)
第22条 特別支援学校の授業料、入学金、 入学考査手数料等の徴収に ついては、熊本市立特別支援学校条例(平成27年条例第18号)に 定めるところによる。	第22条 _____ 授業料、入学金及び 入学考査手数料等の徴収に ついては、熊本市立特別支援学校条例(平成27年条例第18号)に 定めるところによる。
(表彰)	(表彰)
第23条 校長は、 その 本分を守り他の模範となる 児童若しくは 生徒 又は特に賞賛に値する行為があった 児童若しくは 生徒を表彰するこ とができる。	第23条 校長は、 生徒の 本分を守り他の模範となる _____ 生徒 又は特に賞賛に値する行為があった _____ 生徒を表彰するこ とができる。
(懲戒)	(懲戒)
第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、 児童又 は 生徒に懲戒を加えることができる。	第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、 _____ _____ 生徒に懲戒を加えることができる。
2 前項の懲戒 のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。 ただし、	2 _____ 懲戒 のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。 _____

<p>退学及び停学は、学齡児童又は学齡生徒に対しては、行うことができない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>

○熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号）【第3条関係】

改正後（案）	現行
（学年及び学期）	（学年及び学期）
第2条 <u>特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学部」という。）の学年及び学期は、熊本市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の例による。</u>	第2条 【新規】
2 <u>特別支援学校の高等部（第36条を除き、以下「高等部」という。）の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u>	_____ <u>学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u>
3 <u>前項の学年を分けて、次の3学期とする。</u>	2 <u>学年を分けて、次の3学期とする。</u>
第1学期 4月1日から8月31日まで	第1学期 4月1日から8月31日まで
第2学期 9月1日から12月31日まで	第2学期 9月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで	第3学期 1月1日から3月31日まで
4 校長は、前項の規定にかかわらず、 <u>第2項の学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</u>	3 校長は、前項の規定にかかわらず、_____ <u>学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</u>
（休業日）	（休業日）
第3条 <u>小中学部の休業日は、小中学校の例による。</u>	第3条 【新規】
2 <u>高等部の休業日は、次のとおりとする。</u>	_____ <u>休業日は、次のとおりとする。</u>
(1)～(7) （略）	(1)～(7) （略）
3 （略）	2 （略）

<p>4 <u>前条第4項</u>の規定により2学期とする場合にあっては、校長は、<u>第2項</u>の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該秋季休業日及び同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。</p>	<p>3 <u>前条第3項</u>の規定により2学期とする場合にあっては、校長は、<u>第1項</u>の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該秋季休業日及び同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。</p>
<p>5 <u>第2項第7号の規定による指定、第3項の規定による変更及び前項の規定による</u>秋季休業日の設定を行う場合は、<u>校長は</u>、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>(教育課程の編成)</p>	<p>4 <u>第1項第7号の指定、第2項の</u> _____ 変更及び前項の _____ 秋季休業日の設定を行う場合は _____、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>(教育課程の編成)</p>
<p>第6条 特別支援学校の教育課程は、<u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領並びに</u>委員会の定める基準により校長がこれを編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>(感染症の罹患者等に対する出席停止の指示)</p>	<p>第6条 特別支援学校の教育課程は、<u>特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第37号)及び</u> _____ 委員会の定める基準により校長がこれを編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>(感染症の罹患者等に対する出席停止の指示)</p>
<p>第9条 <u>校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童又は生徒があるときは、児童又は生徒(高等部の生徒を除く。)にあってはその保護者に、高等部の生徒にあっては当該生徒に出席の停止を指示することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>児童又は生徒</u>の事故等の報告)</p>	<p>第9条 <u>校長は、感染症にかかり、又はその疑いやおそれのある生徒がある場合は、その生徒に対し、出席停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(_____ <u>生徒</u>の事故等の報告)</p>
<p>第11条 <u>児童又は生徒</u>に重大な事故又は集団的 disease 等が発生した場合</p>	<p>第11条 _____ <u>生徒</u>に重大な事故又は集団的 disease 等が発生した場合</p>

は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。	は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。
(校務分掌)	(校務分掌)
第15条 特別支援学校においては、調和のとれた <u>学校運営</u> が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。	第15条 特別支援学校においては、調和のとれた <u>学校の運営</u> が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。
2 (略)	2 (略)
(主幹教諭)	(主幹教諭)
第21条 特別支援学校に主幹教諭を置くことができる。	第21条 特別支援学校に主幹教諭を置くことができる。
2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに <u>児童又は</u> 生徒の教育をつかさどる。	2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに_____生徒の教育をつかさどる。
(主事)	(主事)
第22条 特別支援学校 <u>の各部</u> に主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。	第22条 特別支援学校_____に主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
2 主事は、 <u>その部</u> _____に属する主幹教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、委員会が命免する。	2 主事は、 <u>特別支援学校</u> に属する主幹教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、委員会が命免する。
3 主事は、校長の監督を受け、 <u>部に関する</u> 校務をつかさどる。	3 主事は、校長の監督を受け、_____校務をつかさどる。
(教務主任等)	(教務主任等)
第23条 特別支援学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事(以下「教務主任等」という。)を置く。 <u>ただし、別に定める特別支援学校については、この限りでない。</u>	第23条 特別支援学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事(以下「教務主任等」という。)を置く。_____ _____
2・3 (略)	2・3 (略)
4 保健主事は、校長の監督を受け、特別支援学校における保健に関する	4 保健主事は、校長の監督を受け、特別支援学校における保健に関する

る事項の管理 に当たる。	る事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言 に当たる。
5・6 (略)	5・6 (略)
(研修)	(研修)
第30条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に 規定する 教員 が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場 所、期間等を明示して校長の承認を得なければならない。	第30条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に 規定する 職員 が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場 所、期間等を明示して校長の承認を得なければならない。
2 校長又は前項の 教員 が現職のままで1月以上にわたる研修を受ける 場合は、委員会の承認を得なければならない。	2 校長又は前項に規定する 職員 が現職のままで1月以上にわたる研修 を受ける場合は、委員会の承認を得なければならない。
(施設台帳等)	(施設台帳等)
第35条 校長は、施設台帳及び設備台帳を 調製 し、その現有状況を記 載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。	第35条 校長は、施設台帳及び設備台帳を 調整 し、その現有状況を記 載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。
(施設及び設備の使用)	(施設及び設備の使用)
第36条 校長は、特別支援学校の施設及び設備を社会教育その他の公 共のために利用させるときは、熊本市立学校施設使用条例(平成5年条 令第29号)により、処置しなければならない。ただし、 2日以上 (高等部を置く特別支援学校にあっては、3日以上) にわたる長期の 使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指示を受けな ければならない。	第36条 校長は、特別支援学校の施設及び設備を社会教育その他の公 共のために利用させるときは、熊本市立学校施設使用条例(平成5年条 令第29号)により、処置しなければならない。ただし、 3日以上 _____にわたる長期の使用又は異例の使用の 場合には、あらかじめ委員会の指示を受けなければならない。
(諸表簿)	(諸表簿)
第38条 特別支援学校には、学校教育法施行規則_____第28条に規定するもののほか、次の表簿(以下	第38条 特別支援学校には、学校教育法施行規則(昭和22年文部科 学省令第11号)第28条に規定するもののほか、次の表簿(以下

「諸表簿」という。)を備えなければならない。	「諸表簿」という。)を備えなければならない。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 転出入台帳等又は転退学者名簿	(7) 転退学者名簿
(8)～(11) (略)	(8)～(11) (略)
2 (略)	2 (略)
	(学校評価等)
第42条 (略)	第42条 (略)
2 校長は、特別支援学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者 <u>との連携</u> 及び協力の推進に資するため、 <u>当該特別支援学校</u> の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。	2 校長は、特別支援学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者 <u>と連携</u> 及び協力の推進に資するため、 <u>学校</u> の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

附 則

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに第3条中熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則第15条、第23条第4項、第30条、第35条、第38条(同条第1項第7号の改正規定を除く。)及び第42条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第1条中熊本市立特別支援学校学則第2条の改正規定 平成31年4月1日

2 熊本市立特別支援学校の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。